

第 12 条(役員)

役員は、会長 1 名、副会長 2 名、書記 2 名、会計 2 名、各支部長 2 名からなる。役員候補の選任は、(細則)役員・監事・委員長選考規定にしたがって行われ、総会で決定する。

第 13 条(役員会の職務および表決手続)

本会の組織の根幹あるいは国際的地位にかかわるものと会長が判断した事柄および規約の改正の発議は役員会の専権事項とする。役員会は会長によって招集される。定足数は 4 分の 3 以上で、役員全体の 4 分の 3 によって決定する。その際、支部の根幹にかかわる事項については支部長の同意を必要とする。

第 14 条(監事)

監事は、本会の業務執行状況、財産及び会計を監査する。選考方法は役員に準ずる。

第 15 条(委員会)

本会の目的である事業を行うために、役員会の下に、本規約 5 条に規定する事業を行う以下の委員会を置き、各委員長が統括する。委員長の選任および委員会の職務は細則の定めるところによる。

- (1) NGO 委員会
- (2) 国際交流委会
- (3) 地域研究委会
- (4) 事業委員会
- (5) 広報委員会

第 16 条(役員・委員長会議)

役員と各委員会の長たる委員長をもって役員・委員長会議を構成し、本会の業務に関する審議を行い、決定する。会議は毎月開催する。定足数は 3 分の 2 とし、出席者のコンセンサスによって決定する。なお国際パシイフによって選出された国際役員は役員・委員長会議の要請により、会議に出席することとする。

第 17 条(任期)

本会の役員、監事および委員長の任期は 2 年とし、原則として 2 期を限度として再任を妨げない。但し会長の任期は、やむを得ない事情がある場合に限り通算 6 年まで可能とする。役員、監事、委員長の任期の詳細は、(細則)役員・監事・委員長選考規定による。新役員、新監事および新委員長の任期は、通常総会による選出の日から開始する。

第 18 条(資産)

本会の資産は以下のとおりである。

- (1) 日本パシイフ事務所(ただし名義は会長)
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 寄付金品
- (6) 什器備品

第 19 条(会計)

本会の事業遂行に要する経費は、会費、事業に伴う収入および資産から生じる収入、寄付金などの運用財産をもって支弁する。

第 20 条(会計年度・事業年度)

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。事業年度は、毎年の総会当日から翌年の総会前日までとする。

第 21 条(総会の招集及び決議)

会長は、年一回会計年度終了後 2ヶ月以内に総会を招集する。その他、役員会が必要と認めるとき及び会員の 3 分の 1 以上の要請があるときに、会長は臨時総会を招集しなくてはならない。総会の定足数は委任状を含め過半数とする。総会の決議は出席者の過半数をもって決定する。

第 22 条(改正)

規約の改正は、役員の 4 分の 3 以上の発議により、総会の過半数をもって決定する。可否同数の時は、総会のコンセンサスによって選出された議長が決定する。

第 23 条(補足)

この規約の施行についての細則は、役員・委員長会議及び総会の議決をもって定める。

2012 年 4 月 22 日 制定

2017 年 4 月 23 日 改正 3 条 3 項 賛助会員新設

2022 年 4 月 30 日 改正 7 条 2 項 準会員資格